

健康保険 被扶養者資格再確認調査票（検認）

下記の調査対象者につきましては、被扶養者の状況に当てはまる箇所に☑と必要事項をご記入のうえ、令和7年11月21日（金）必着までに回答していただきますようお願いいたします。ご提出の際には該当するアルファベットに属する添付書類を裏面でご確認いただき調査票と一緒にご提出ください。

記号番号	被保険者氏名	標準報酬月額	調査対象者氏名	年齢	続柄
—		千円			

※令和七年四月一日時点で十八歳以上、なおかつ令和七年三月三十一日までに被扶養者認定された方の中で同居・非同居等の世帯状況や収入の面等で確認が必要な方のみ調査対象としています。

該当する箇所 全てに☑	確認項目（B~Dに該当する場合は年間収入(見込)、F~Jに該当する場合は【】内をご記入ください。）				
☐	A	現在、学生である。			
☐	B	いま現在、給与収入がある。	給与の年間収入(見込)	()万円	総年間収入(見込) B+C+D ()万円
☐	C	年金収入（遺族・障がい・老齢等）がある。	年金の年間収入(見込)	()万円	
☐	D	給与・年金以外の収入(自営業含む)がある。	給与・年金以外の年間収入(見込)	()万円	
☐	E	確認項目 B~D の総年間収入（見込）が130万円（19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の方は150万円、60歳以上または障がい者の方は180万円）を超えている。			
☐	F	いま現在、収入がない。 ※令和6年1月1日以降に勤め先等をご退職された場合は退職日をご記入ください。【退職日：令和 年 月 日】			
☐	G	扶養認定日以降に就職又は結婚・離婚等により別の健康保険組合等に参加している。 【削除日：令和 年 月 日】※削除の場合は異動届の提出が必要です。			
☐	H	いま現在、失業保険を受給している。 【受給開始日：令和 年 月 日、日額： 円】			
☐	I	令和7年1月1日以降に失業保険の受給を終了した 【受給終了日：令和 年 月 日】			
☐	J	被保険者と非同居である。 下記の項目のどちらかを○で囲ってください。 【被保険者が単身赴任中で ある ・ ない （ないに○をつけた方は仕送りの状況確認が必要です）】			

※ 被扶養者から削除される方がいる場合は、別途「被扶養者(異動)届」の提出、被保険者証等の返却が必要になります。
(裏面あり)

提出書類一覧

パッケージ工業健康保険組合用

提出前に調査票、被扶養者異動届の記入漏れ、提出書類の添付忘れがないように必ずご確認ください。

(下記以外の書類を追加で求める場合がありますのであらかじめご了承ください。)

Aに該当する場合

◆「学生証」(コピー)

・氏名、有効期限が確認できるもの(有効期限が裏面にある場合は両面コピーが必要です。)

Fに該当する場合

◆「直近の所得・非課税証明書」(コピー)

・令和6年1月1日以降に勤め先等をご退職された場合は調査票に退職日をご記入ください。

Bに該当する場合

◆ 直近3か月分の給与明細書(コピー)

・3か月分を添付できない場合は直近の給与明細書(コピー)と雇用契約書(コピー)をご提出ください。
・給与明細書を紛失等の理由で提出できない場合は、金額が確認できる通帳のコピーをご提出ください。

Gに該当する場合

◆現在加入している健康保険組合等の「資格情報のお知らせ」(写)または「資格確認書」(写)

◆被扶養者異動届

・事実発生日に扶養削除となります。
被保険者証等の返却をお願いいたします。

Cに該当する場合

◆ 直近の「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」(コピー)

・年金通知書を紛失等の理由で提出できない場合は、金額が確認できる通帳のコピーをご提出ください。

Hに該当する場合

◆ 雇用保険受給資格者証(コピー)

・調査票に受給開始日と日額をご記入ください。
日額が3,612円(19歳から23歳未満(配偶者除く))は4,167円、60歳以上または障がい者の方は5,000円)以上の場合は扶養削除となります。被扶養者異動届に被保険者証等を添付し、ご提出ください。

Dに該当する場合

◆直近の「確定申告書(控)」(コピー)もしくは直近の「所得・非課税証明書」(コピー)

Iに該当する場合

◆ 支給終了印のある「雇用保険受給資格者証」(コピー)

Eに該当する場合

被扶養者の収入の基準の条件を超過しているため、扶養削除となります。被扶養者異動届に被保険者証等を添付の上、ご提出ください。

なお、一時的な収入変動による場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書をご提出ください。
・証明書は当組合HPのお知らせ欄「年収の壁・支援強化パッケージについて」のページよりダウンロードしてください。

Jに該当する場合

単身赴任ではない場合

◆ 現況申立書

◆ 直近3か月分の仕送り金額が確認できる書類

・現況申立書は当組合のHPよりダウンロードしてください。
・仕送り金額が確認できる書類は、「振込明細書」や「通帳」のコピー等になります。手渡しで仕送りを行っている場合は、送金の事実が確認できないため、扶養認定を取り消す可能性があります。